

令和5年3月3日

令和5年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年3月 3日 開会

令和5年3月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年3月3日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第1回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年3月3日（金）

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和5年3月3日～3月16日（14日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	2番 森田紀子 議員 会議録署名議員の指名 3番 相田恵美子 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ及び施政方針表明	—
6	議案第 1号	奥多摩町個人情報保護法施行条例	原案可決
7	議案第 2号	奥多摩町情報公開条例	原案可決
8	議案第 3号	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
9	議案第 4号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
10	議案第 5号	奥多摩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第 6号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 7号	奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 8号	町道道路の認定について	原案可決
14	議案第 9号	鳩の巣荘の指定管理者の指定について	原案可決
15	議案第10号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意
16	—	陳情の受付について	陳情第 1号 経済厚生常任委員会付託

（午後2時6分 散会）

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 5 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

2 番 森田紀子議員、

3 番 相田恵美子議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 24 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 令和 5 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 24 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果をご報告いたします。

はじめに、本定例会の会期であります。本日 3 月 3 日から 3 月 16 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります。配布してございます会議予定表をご覧ください。

まず本会議について、本日 3 日の本会議であります。議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。本定例会に上程された議案は、町長提出議案 25 件であります。本日及び 7 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 9 日は本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 3 名ですが、その内容についての通告を 6 日月曜日の正午までに提出されるよう、よろしく願いいたします。

また、9 日は常任委員会に付託し、審議が行われた陳情についての採決も行います。

次に、3 月 16 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた令和 5 年度一般会計をはじめとする特別会計、事業会計の全 8 議案の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長にご挨拶をいただき、閉会する予定であります。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が1件と報告されましたので、3月7日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

なお、陳情について9日に採択と決せられた場合には、追加案件として議員提出議案を上程し、意見書の提出について採決を行います。

次に、予算特別委員会は、3月10日に開会し、令和5年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月14日に予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。配布してございます提出案件及び上程別、採決別一覧表をご覧ください。

議案第1号から議案第3号までについては関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第4号から議案第6号までについても関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第7号から議案第10号まで、各議案につきましては、それぞれ単独上程の上、採決については、それぞれ即決と決定しております。

本会議第1日目の本日3月3日は、この議事をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議2日目、来週の7日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。

提出案件及び上程別、採決別一覧表の2ページをご覧ください。

議案第11号から議案第17号までの令和4年度一般会計をはじめとする特別会計、事業会計の補正予算の7議案につきましては一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

はじめに、井上副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課の課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことを決定しております。

続きまして、議案第18号から議案第20号までの令和5年度一般会計をはじめとする特別会計、事業会計の当初予算の8議案については、一括上程とし、議長を除く議員11名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩を取り、正副委員長の互選も行う予定でございます。

次に、3ページをご覧ください。会期中の議員提出議案として「奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例」が、また、町長提出議案として「奥多摩町情報公開・個人情報保

護審査会条例」がそれぞれ上程される予定でございます。

この2議案の取扱いについてですが、まず、議員提出議案は本日、本会議終了後に全員協議会を行い、7日の本会議2日目に、議会運営委員会と町長提出議案については、予算特別委員会2日目の14日、予算特別委員会終了後に議会運営委員会をそれぞれ開催し、取扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が本定例会の会期日程と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間とし、議案の上程別及び採決別についても合わせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります、議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 令和5年度第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、令和5年は、町民皆様からの負託を受け、町政を担うこととなってから4年目を迎え、任期を締めくくる年となります。町民皆様、議員皆様には、これまでのご支援とご協力に対しまして、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

これまで町では令和元年 10 月の台風 19 号による広範な災害復旧事業に加え、日本のみならず、全世界を襲った新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組んでまいりました。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、国内での感染が確認されてから 3 年以上が経過いたしました。いまだ収束したとは言えず、今後も町民皆様の健康を第一に考え、引き続き関係機関と連携を図りながら対策を継続してまいります。町におきまして、長年の課題であります過疎化、少子高齢化をはじめとする様々な解決すべき事柄につきましても、私自身が先頭に立ち、職員と一丸となって町民皆様の考えや思いをしんしゃくしながら町の将来を見据えて着実に歩みを進め、町政の進展を図ってまいり所存であります。

一方、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、本年 5 月 8 日に季節性インフルエンザなどと同じ 5 類に移行する方針を正式に決定いたしました。

東京都においては、5 類移行に伴う対応方針として、都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく、また、移行後も都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、必要な保健、医療提供体制を継続しつつ、段階的に移行し、感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持することとしております。

いずれにいたしましても 5 類移行後は、緊急事態宣言や入院勧告・指示、また、感染者や濃厚接触者の外出自粛要請などの行動制限ができなくなり、感染対策については、おのおの個人やグループが主体的に選択して行うこととなりますが、5 類に移行しても新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるわけではありません。

町といたしましては、移行までの間、引き続き地域住民の皆様をはじめ、事業者皆様のご協力の下、関係機関とも連携し、感染予防や対策に取り組んでいくとともに、移行後の自主的な感染対策について必要となる情報提供を行ってまいりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

次に、先月 6 日にトルコ南部のシリア国境近くで発生した大地震により、多くの犠牲者と甚大な被害が生じております。この場をお借りしまして、お亡くなりになりました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、そのご家族の方、そして被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、苛酷な環境下において救援、支援活動を展開している方々の勇気に敬意を表し、一日も早い復旧、復興を心からお祈りしております。

東日本大震災から 12 年が経とうとしている今、当町においても、いつ起こるか分からな

い自然災害への備えを万全にするとともに、万一発生した場合でも自助、共助、公助とそれぞれの段階において町と住民、自治会並びに関係機関が連携し、一体となって町民皆様の生命と財産を守る所存でありますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成 27 年度からスタートいたしました第 5 期奥多摩町長期総合計画では、豊かな山々と清流の中で自然と共生する町におきまして、多くの魅力に包まれた、住む人と訪れる人が癒やされ、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを推進しております。その中でも過疎化が進む町において、最も大きな課題である人口減少への取組として、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また、積極的に推進しており、これまでの各種施策により人口減少のスピードは緩やかになっておりますが、引き続き厳しい状況にあることは認識しなければなりません。

この奥多摩創造プロジェクトでは、活力ある地域づくりのため、少子化対策の推進として、出会い・暮らし、子育て・教育の分野を、また、住みたい方が住める町を築くための定住化対策として、仕事、住まいの分野を推進することとしております。これらの対策は、過疎化による人口減少、少子高齢化が進む町において高齢化対策や地域コミュニティの活性化にも繋がるものであり、高齢化率が 50%を超える状況となっている中、地域コミュニティ力が低下しつつある地域も見られる町において、今後も重点的に推進すべき取組のひとつであると考えております。

一方、近年、町内在住の高校生、大学生がスポーツの分野で輝かしい成績を収め、強化選手に指定されるなど、明るい話題を届けていただいております。今後のさらなる活躍を大いに期待しているところであります。また、これからもそうした人材が輩出されるよう、町といたしましても支援等をしてまいりたいと考えております。

次に、国の動向ですが、先月 21 日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、「景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している」と報告され、「先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」との基調判断が示されております。

国の令和 5 年度予算案であります。防衛力の抜本的な強化を目的とした防衛費の増加などにより、一般会計の総額は 114 兆 3,812 億円と過去最大となりました。また、引き続

き新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策の予備費として4兆円が計上されております。

次に、東京都の動向ですが、発表されました予算案によりますと、明るい未来の東京の実現に向け、将来にわたって成長と成熟が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算と位置づけ、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都民にとって重要な諸課題の解決にスピード感を持って取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開する。また、東京大改革を爆速で進め、一層活発で機動的な組織へと進化させる。さらには、無駄をなくす取組を徹底し、活力ある都政で強靱な財政基盤を堅持することを基本に編成されております。

一般会計の総額は8兆410億円で、子供たちへの投資、都市活動の基盤となる安全・安心、持続可能で美しい地球を未来に残す取組に重点的に予算配分したことなどにより、前年度に比べて2,400億円の増と過去最大となりました。

特に、多摩・島しょの振興では、地域の活力、魅力の更なる向上、持続的な発展に向けて地域が持つ資源や特色を活かし、実効性ある取組を推進するための予算として2,521億円が計上され、また、過疎化による少子高齢化が進む中、町税収入も厳しい状況が続く財政基盤が脆弱な町にとって、大変重要な一般財源を補完する市町村総合交付金が前年度比4億円増の592億円で計上されております。

次に、令和5年度町予算の基本的な考え方ではありますが、町においては、過疎化に伴う少子高齢化の進行により、高齢化率は、令和5年2月1日現在で51.7%と、65歳以上の住民が人口の半数以上に及ぶ状況の中、町財政における自主財源の要である町税収入は7億円を下回る状況となっております。

一般会計における歳出では、公共施設の老朽化に伴う更新や維持補修費等にかかる費用が増大していること、また、下水道事業特別会計や国民健康保険病院事業会計への多額の繰入金等が必要なこと、更には、庁舎建設に向けて事業が本格化する中で、歳入では国から交付される地方交付税を前年度比1億3,000万円増となる18億5,000万円で計上し、町の歳入で最も大きな割合を占める東京都支出金は25億8,000万円で計上いたしましたが、なお不足する財源には、基金からの取崩しである繰入金を6億3,000万円にすることで財源手当をし、予算編成を行いました。その結果、令和5年度の一般会計の予算規模は、過去最大となる70億1,000万円となり、前年度比較では1億3,000万円、率にして1.9%の増となります。

基金の現在高につきましては、引き続き下水道事業における起債の償還に充当するため

の取崩しをはじめ、財源不足分の補填として取崩しを行うことから、令和5年度末には減額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

一方、個々の事業につきましては、毎年度実施している実施計画策定の中で費用対効果の面からも見直しを行っておりますが、引き続き町民皆様が何を望み、何を優先すべきと考えているのか、町民皆様の目線に立ち、それらを敏感に感じ取りながら、限られた人材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行においては関係法令等に則り、各種の事務事業を適正かつ迅速に執行してまいります。

令和5年度の一般会計予算における歳入の主な構成ですが、東京都支出金が25億8,427万円、構成比36.9%、前年度比2.4%の減で、森林資源を活用した魅力創出事業補助金を600万円の皆増、人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金を400万円の増で見込んでおりますが、釣場施設の整備事業に対する内水面漁業環境活用施設整備費補助金を8,200万円の減、公共施設調整交付金を1,500万円の減、参議院議員選挙費委託金を1,100万円皆減したことにより、都支出金全体では6,300万円の減額となっております。

また、東京都市町村総合交付金につきましては3,000万円増の14億3,000万円で見込んでおります。

地方交付税は18億5,000万円、構成比26.4%で、前年度比7.6%の増としております。

町税は6億7,019万円、構成比9.6%で、前年度比0.4%の増となり、固定資産税、入湯税を減額見込みとしておりますが、個人、法人町民税及び軽自動車税を増額で見込み、町税全体では270万円の増額となっております。

また、積立基金からの繰入金は6億3,700万円で、令和5年度におきましても多額の基金取崩しにより予算を編成しております。内訳といたしまして、下水道会計における起債償還費の財源として減債基金から1億5,000万円、町道の維持補修、災害防除工事の財源として、公共施設整備基金から5,500万円、もえぎの湯改修工事の財源として、観光施設等整備基金から3,000万円、その他の財源不足分の補填として財政調整基金から2億8,500万円をそれぞれ取り崩し、財源手当を行っております。

このように町における歳入の63.3%を国の地方交付税と東京都支出金が占め、自主財源である町税の9.6%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金の割合も9.1%を占め、大変厳しい状況の中で歳入の予算編成を行っております。

次に、歳出の主な構成ですが、まず総務費は13億1,152万円、構成比18.7%で、前年度比27.5%の増となっており、町有地における分収林を民間事業者と連携して活用する地域資源活用事業に伴う物件補償費が6,800万円の皆減、災害対策用職員住宅改修工事が

4,000 万円の皆減、参議院議員選挙費が 1,100 万円の皆減となっておりますが、庁舎建設整備事業費が 3 億 8,900 万円の増、町議会議員選挙費が 2,100 万円の皆増となっており、総務費全体では 2 億 8,300 万円の増額となっております。

次に、土木費は 12 億 2,583 万円、構成比 17.5%で、前年度比 3.1%の減となっており、川井神塚東線道路新設工事が 4,500 万円の皆増、仮称、松葉東線道路新設工事が 3,800 万円の皆増、梅久保中山線災害防除工事が 3,000 万円の皆増、境梅久保線災害防除工事が 2,500 万円の皆増、丹三郎水神前実施設計業務委託が 1,800 万円の皆増、寄付物件改修工事が 1,100 万円の皆増となっておりますが、南平熊沢線道路新設工事が 5,700 万円の減、公営日向住宅改修工事が 4,300 万円の皆減、氷川トンネル補修工事が 2,500 万円の皆減、松葉穴沢線道路改良工事が 2,200 万円の皆減、子育て応援住宅建設工事が 1,700 万円の減、子育て応援住宅建設地造成工事が 1,000 万円の皆減となっており、土木費全体では 4,000 万円の減額となっております。

なお、下水道会計における公債費は、前年度比 2,600 万円減の 3 億 1,600 万円ですが、3 億円台の償還は、この令和 5 年度までとなっております。

次に、民生費は 11 億 9,034 万円、構成比 17.0%で、前年度比 5.6%の増となっており、社会福祉協議会補助金が 400 万円の減、国民健康保険事業費が 400 万円の減となっておりますが、障害者総合支援事業費が 2,000 万円の増、成年後見制度利用支援事業費が 800 万円の増、放課後居場所づくり事業費が 400 万円の皆増、高校生等医療費助成事業費が 200 万円の皆増となっており、民生費全体では 6,400 万円の増額となっております。

次に、令和元年台風第 19 号に係る災害復旧費が 9,300 万円の皆減となっております。

また、議決事項ではありませんが、令和 3 年度からの継続事業であります氷川溪谷遊歩道災害復旧事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により、材料の入手状況が悪化し、階段デッキの納入に時間を要したため、2 月 28 日までの工期を 3 月 28 日まで延長させていただきましたことをご報告させていただきます。

なお、この事業の完了により、町内に甚大な被害をもたらした令和元年台風第 19 号における災害復旧は、全て完了となります。

令和 5 年度の一般会計予算規模は、災害復旧費が減となったものの、庁舎や施設の整備・改修にかかる費用が増となり、前年度を 1 億 3,000 万円、率にして 1.9%上回る 70 億 1,000 万円となり、引き続き、非常に大規模な予算を執行していくこととなります。

町全体の予算規模といたしましては、一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、

下水道事業及び企業会計であります病院事業を加えた8会計合計で104億8,713万2,000円となり、前年度に引き続き100億円の大台を突破する大型予算となりました。前年度比較では1億8,482万円、率にして1.8%の増となります。

次に、まちづくりにおける町の最上位計画であります第5期奥多摩町長期総合計画の施策の大綱に沿って、令和5年度予算案の中で特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明申し上げます。

第1章「みんなで支えるホットなまちづくり」として、「誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり」では、町民皆様が明るく健やかに暮らすためには、まず健康でなければいけません。このための各種検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防につながる事業を実施するほか、健康維持のための口腔ケア実施体制を推進していくとともに、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう、着実に進めてまいります。

また、町内小中学校、児童・生徒の放課後を含めた学校生活の充実と発展に資するための放課後居場所づくり事業を新たに実施してまいります。

「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、過疎化による少子高齢化が進む当町において、子どもや子育て家庭の環境づくりのため、結婚、出産、産後ケア、子育てまできめ細やかな支援を行ってまいります。

特に、重点施策の1つとしている少子化・定住化対策を継続し、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等による地域の絆の維持、活力の向上に努めてまいります。

「高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり」では、多くの高齢者は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを望んでいることから、町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を行いながら、在宅高齢者への福祉サービスを引き続き推進してまいります。

また、引き続き老人クラブの運営に対する支援、シルバー人材センター事業における就業機会の確保・充実を図ってまいります。

なお、ドローンや配送ロボット等による郵便・物流領域での実用化に向けた取組を進めている日本郵便株式会社では、当町において令和元年度から実証実験を続けておりますが、町といたしましても過疎地域での配送や物流の2024問題を含め、自力で買い物が難しい高齢者等への生活支援に資する物流の実現に向け、引き続き連携・協力を図ってまいります。

「障害者が自立して生活できる地域づくり」では、障害のある方が地域の中で自立して自分らしく生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの実現に向け、医療・福

祉などとの連携や継続的な支援相談体制の充実を図ってまいります。

特に、障害者地域活動支援センター「かもんみーる」の円滑な運営と社会参加が図られるよう、引き続き推進してまいります。

「心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり」では、町では、自治会や隣組などによる地域での支え合いや助け合いによる地域コミュニティの力は非常に強いものの、少子高齢化等の影響により、これまでどおりの地域での支え合いが困難となることも想定されます。地域ささえあいボランティア事業、高齢者見守り事業などを通じ、安心して暮らすことができるよう、民間の力も借りながら強い地域の絆の維持を推進してまいります。

第2章「やさしさ ふれあい 人と自然」として、「自然とともに歩むまちづくり」では、町は豊かな森林資源と水資源に恵まれ、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれていることから、町の環境を適切に保全していくため、「ごみを減らす10アクション」など、ごみ減量化に向けた取組を推進し、環境に配慮した循環型社会の形成に努めるとともに、生活基盤として重要な役割を持つ道路の整備や下水道への接続についての普及啓発活動、簡易給水施設の安定的な維持管理を行います。

また、地域の一斉清掃は、5月30日のごみゼロの日を中心に、環境美化活動として、住民皆さんにご協力とご尽力をいただいているところであり、引き続き美化活動の支援を行ってまいります。

「誰もが住みたくなる心かようまちづくり」では、これまでも住民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、住民が主体となったまちづくり活動への支援を行ってまいりましたが、引き続き住民がまちづくりへの参加ができるよう取組を行ってまいります。

また、自然災害等への備えといたしまして、引き続き警察、消防、及び東京都等の関係機関と連携を図りながら、危機管理体制の強化に努めるとともに、地域住民の安全・安心を確保するため、災害時には危機管理対応を果たす防災拠点としての機能を持つ新庁舎の整備推進を目指してまいります。

第3章「町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として、「みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり」では、文化会館や図書館などは、指定管理施設として生涯学習の拠点となっておりますが、さらなるサービス向上に努め、適切に管理運営を支援してまいります。

また、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流としてオーストラリアへの海外派遣事業及びホームステイでの受け入れ事業など、引き続き実施してまいります。

「豊かな能力と強い心を育むまちづくり」では、各学校における施設や整備については、氷川小学校東側トイレ改修工事や中学校保健室等エアコン設置工事など、児童・生徒が健やかに教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。

また、町内小学校に電子黒板を導入し、ICT教育の推進を図ってまいります。

「伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり」では、町内の郷土芸能を次世代に確実に継承するため、引き続き映像記録保存事業を実施してまいります。

また、ユネスコ無形文化財に登録された小河内の鹿島踊をはじめ、国指定重要無形民俗文化財に指定されることになりました川野車人形や各地域における獅子舞等、町の豊富な郷土芸能の魅力を発信してまいります。

第4章「みんなの力がつながる観光・産業づくり」として、「住民が元気になる交流観光づくり」では、緑豊かな森林や奥多摩湖など豊富な水環境が豊かな町には、その自然環境を求めて年間212万人を超える観光客が訪れていると推計されております。コロナ禍においても外国人観光客は減少しているものの、近郊からの観光客は増加しており、コロナ収束後の観光地として、しっかりとした受入れ態勢を整えてまいります。

また、森林セラピー事業では、昨年8月、全国46団体が加入する森林セラピー基地全国ネットワーク会議の会長を私が務めることとなりました。全国加入団体の代表として、森林セラピー専用ロード「香りの道 登記トレイル」の再整備をはじめ、町の特色を活かした事業の推進を図ってまいります。

「奥多摩ならではの地域産業の推進」では、野村不動産ホールディングス株式会社が設立した森をつなぐ合同会社と連携し、健全な森林の育成や地域材を活用するなど、持続可能な森林経営の実現に向け、取組を進めるとともに、森林環境譲与税及び令和6年度から始まる森林環境税の積極的な活用を図ってまいります。

また、内水面漁業の振興などに携わる地域おこし協力隊員の活発な活動が成果として現れる時期に差し掛かっており、地域資源を活用した隊員の取組が新たな付加価値を生み出し、新たな第6次産業化へ繋がるよう引き続き支援をしてまいります。

「観光・産業づくりを推進する力の強化」では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団、JR東日本八王子支社等と連携しての各種イベントやPR事業の実施など、魅力あふれる奥多摩町の観光や特産物等の情報を提供するとともに、わさびーをはじめとしたノベルティグッズの充実を図り、観光客の誘致につなげてまいります。

また、JR東日本八王子支社では、青梅線の青梅駅から奥多摩駅間を東京アドベンチャーラインとして愛称を設定し、自然の中でアウトドア・アクティビティを楽しめる路線と

してPRしてきましたが、このたび新たに4編成に四季折々のラッピングを施し、全部で5編成のラッピング列車が揃い、青梅駅から奥多摩駅間を走る専用列車として運行されることとなりました。引き続きJR東日本八王子支社と連携して、地域住民の皆様や観光客に愛される路線になるよう東京アドベンチャーラインの魅力を発信してまいります。

第5章「住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」として、「官民協働による定住対策とまちづくり」では、過疎化による少子高齢化や地域コミュニティの維持へつなげるため、空家の活用や子育て応援住宅の建設を実施し、町内への定住、移住が図られるよう定住対策事業を推進してまいります。

事業の実施にあたっては、地権者や空家所有者をはじめ、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。今後も皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、定住対策を推進してまいります。

「成果を重視した行政改革の推進」では、第5次行政改革大綱に基づく「量から質への転換を目指した『しごと・ひと・しくみ』の改革」を推進し、町民の皆さんに満足いただける行財政運営が図れるよう努めてまいります。

また、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、限られた職員数の中、役場組織の見直しを行っているところであり、山のふるさと村及び都民の森の2つの都指定管理施設を統括し、両施設の積極的かつ一体的な運営に資するために、新たに観光産業課へ自然公園施設担当課長を配置するとともに、下水道事業の持続的で安定的な事業運営に資する公営企業会計移行及び多様化する環境面への対応に向けて、新たに環境整備課へ環境担当主幹を配置いたします。

「身の丈にあった健全な財政運営の推進」では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中、各種事業の見直し・再構築を図りながら、事業の実施にあたっては、限りある財源を効果的、効率的に執行し、身の丈にあった健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見通し、引き続き基金への積立て及び活用を計画的に行ってまいります。

また、町税の収納率は依然高い水準を維持しており、町税は減少傾向にあるものの、貴重な自主財源でありますので、今後も収納事務の対策を緩めることなく、自主財源の確保を図ってまいります。

次に、令和5年第1回町議会定例会に提出します案件については、条例の制定4件、条例の一部改正3件、町道路線の認定1件、指定管理者の指定1件、教育委員会委員の任命の同意を求める案件が1件、令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案

7件、令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件の合計25件となっております。

なお、今年度、南平熊沢線道路新設事業における橋梁上部工事を発注しておりますが、昨今のコロナ禍等の影響もある中、現場架設に用いる部材の調達に遅延が生じ、全体の工程に影響を及ぼしたことから、年度内に完了することは困難であるため、令和4年度一般会計補正予算（第4号）におきまして繰越明許のご提案をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長はじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが調査建設整備事業では、昨年9月から12月まで全5回にわたり庁舎建設委員会が開催され、毎回活発な議論が交わされるとともに、10月に実施しましたパブリックコメントでは多くのご意見が寄せられました。11月には、庁舎建設候補地及び庁舎建設基本構想に関する諮問事項についての中間答申書が正副委員長から提出され、庁舎建設候補地には、大氷川地内のJR青梅線奥多摩駅東側の土地が選定されました。ただし、アクセスに関して踏切や坂道等、現状の課題があるため、これらの改善に努めることが付記されました。

また、基本構想における基本理念では、「誰もが親しみやすく訪れやすい庁舎であるとともに、地域住民の安全、安心を確保するため、災害時には、危機管理対応を果たす『防災拠点』としての機能、そして、地域コミュニティの活性化につながるような、一人ひとりがイメージする奥多摩らしさを併せ持つ庁舎を目指すこと」とされました。

12月には最終回となる第5回委員会において、最終答申に盛り込むべき提言内容の骨子が決まり、その後、「庁舎建設基本計画に関する諮問事項」についての最終答申書が正副委員長から提出されました。最終答申の内容は、基本構想の考え方をより具体化するもので、「コスト面のみならず建設候補地の敷地特性を活かした庁舎の検討、多摩産材等の木材の積極的な活用の検討、庁舎完成後も町民等が関わりを持てる屋外スペースの確保と有効活用の検討、新庁舎へのアクセスに関して安全確保のために必要な道路、通路整備の検討などの提言が盛り込まれました。

今後は、現在実施中のパブリックコメントや今年17日の住民説明会を経て、3月末までに庁舎建設基本計画を策定し、アクセスに関して、安全面も含め、利用者目線に立った上で、JRを含む関係機関と協議・調整を行い、令和5年度以降、基本設計、実施設計作業

を進めてまいります。

また、多摩大学との大学連携事業では、町と多摩大学との包括的な連携を通じて、開かれた地域社会を志向し、自然豊かな奥多摩町を軸とした地域社会への貢献を図るため、今後、多摩大学との協議を重ね、多機能型地域活性化拠点のオープンを目指すとともに、学生の若い力を借りながら、そして、地域の皆様のご理解をいただきながら、引き続き連携を図ってまいります。

そして、旧琴清苑跡地の活用では、クラフトビール事業用地として年内に醸造施設の稼働が開始できるよう、引き続き協議・調整を重ねてまいります。この事業は、単なる事業拡大ではなく、町、VERTERE 合同会社及び J R 東日本グループが相互に連携し、奥多摩町の新たなスポットとして、観光、経済、雇用、そして税収といった様々な面で地域にとっても有益な事業になるものと認識しており、事業の実現に向け、地域への説明も含め、具体的な取組を進めてまいります。

いずれにいたしましても今後も民間事業者皆様と連携を図りながら、町内に点在する空地や町有財産の有効活用にも積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

重ねて町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を、心からお願い申し上げます。令和 5 年第 1 回奥多摩町議会定例会の開会にあたっての私の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開いたします。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 1 号 奥多摩町個人情報保護法施行条例、日程第 7 議案第 2 号 奥多摩町情報公開条例、日程第 8 議案第 3 号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例、以上 3 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第1号から議案第3号をご覧ください。
議案第1号 奥多摩町個人情報保護法施行条例、議案第2号 奥多摩町情報公開条例及び
議案第3号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例、以
上3件の条例の制定、全部改正及び関係条例の整理につきましては、提案理由に関連がご
ざいますので、一括して説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の
改正に伴い、関係する条例の規定を整備する必要があるためでございます。

議案第1号から議案第3号までの条例の制定、全部改正及び関係条例の整理に関する条
例につきましては、内容が細かく分かりづらいことから、内容を要約し、別紙として配布
させていただきました議案第1号から第3号の提出議案（条例）の概要資料にてご説明さ
せていただきますので、配布資料をご覧ください。

はじめに、各条例の概要でございますが、議案第1号 奥多摩町個人情報保護法施行条
例では、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第
37号）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正（以
下「改正法」と言う）され、令和3年5月19日に公布されました。

改正法により、個人情報の保護に関する法律・行政機関個人情報保護法・独立行政法人
等個人情報保護法の3つの法律が統合され、また、令和5年4月1日からは各地方公共団
体における個人情報の保護に関する運用についても国（法律）の基準に一律化すること
になりました。

そのため町といたしましても、政令に基づいて新たに法律の施行条例を制定し、合わせ
て町の個人情報に関する条例を廃止する必要があるためでございます。

議案第2号 奥多摩町情報公開条例の概要でございます。個人情報の保護に関する法律
の改正に伴い、町の情報の公開に関する規定を整備する必要があるためでございます。

次に、議案第3号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する
条例の概要では、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議案第1号による奥多摩町
個人情報の保護に関する条例の廃止を見込むことから、町の関係する条例の規定を整備す
る必要があるためでございます。

次に、2ページをご覧ください。議案第1号 奥多摩町個人情報保護法施行条例の制定
につきましてご説明させていただきます。

本則第1条から第6条を規定し、第1条趣旨では、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」と言う。）の施行に関し必要な事項を定めております。

なお、改正法に規定している事項は、基本的には条例内では規定しておりません。

第2条定義では、第1項で用語の定義を、第2項で町の機関から議会が外される理由を規定し、理由として、議会の独立性を保つことから、改正法第2条第11項第2号の規定により、地方公共団体の機関から議会が外れることとなったものでございます。

第3条手数料等では、改正法第89条第2項で、個人情報に関する開示手数料の金額を条例で定めることとなりますが、町といたしましては、これまで開示手数料は無料としていたことから引き続き無料とします。

なお、都内の市町村において有料としているところは確認できませんでした。ただし、印刷や郵送に係る費用は、開示請求者の負担といたします。

第4条本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置では、本人の委任による代理人からの請求の措置を規定し、なお、必要に応じて、本人の意思確認を行うこととし、第5条情報公開・個人情報保護審査会への諮問では、諮問事項として第1号で、個人情報に関する条例の改正または廃止に関すること。第2号で、改正個人情報保護法第66条第1項の規定に基づく事項として、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を。第3号で、前2号のほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするものでございます。

なお、改正法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会を設置し、本議案及び議会提出議案の奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例の議決後に奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会条例の追加議案の提出を予定してございます。

第6条委任では、委任事項については、規則に定める手続等（様式等）含むを規定しております。

附則といたしまして、第1条施行期日では、この条例は、令和5年4月1日から施行し、次の3ページをご覧ください。第2条奥多摩町個人情報保護に関する条例の廃止では、改正法に基づき、本条例の制定をもって、現行の奥多摩町個人情報保護に関する条例（平成15年条例第27号）を廃止し、第3条経過措置では、第1項、第2項は、現行の個人情報保護条例の下で契約を締結している事業者や町の指定管理施設における指定管理者についても、新条例の制定後も適用することを規定し、第3項、第4項は、現行の情報公開審査会に関することを規定し、第5項から第7項は、国の規定に基づく罰則の規定を整備し、現行の条例の廃止前に行った個人情報に関する違反行為についても罰則を適用し、新しい

罰則の規定につきましては、東京地方検察庁と協議済みでございます。

次に、議案第2号 奥多摩町情報公開条例につきましてご説明させていただきます。

はじめに、議案第1号による制定後の条例廃止と全部改正の違いでは、制定後の条例廃止は、個人情報の保護の制度が新しくなることから、現行条例の廃止を行い、全部改正は、現行の制度をそのまま改正部分が多岐にわたることによる改正でございます。

本則第1条から第27条を規定し、第1条目的では、町政情報の公開を適正に運用することにより、公正で透明な町政を推進することを目的とし、第2条定義では、第1号実施機関は、議会を含む町の機関をいう。第2号で町政情報は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、実施機関において決裁、供覧、その他これらに準ずる手続が完了し、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、公報など、広く周知しているもの、歴史的価値があり、特別に存し、公開により破損のおそれのあるものは除くことを規定し、第3号で、情報の公開の方法は、町政情報の閲覧、もしくは視聴、または写しの交付によることを規定し、次に4ページをご覧ください。第3条実施機関の責務では、実施機関は、情報の公開を求める町民の権利を尊重し、また、個人情報のみだりに公開されることのないよう配慮しなければならないことについて規定し、第4条利用者の責務では、情報の公開請求者の責務を定め、公開された情報の適正な使用を求めることを規定し、第5条情報の公開を請求できるものでは、町民や町内企業に働いている方等による請求の権利を明記し、各号にそれぞれ規定し、なお、第6号の規定により、明確な理由があれば、基本的にはどなたでも情報の公開請求ができます。

第6条情報の公開の請求手続では、様式を規則に定め、第7条情報の公開義務では、本条で定める非公開情報を除き、実施機関は、情報の公開に努めなければならないことを規定し、非公開情報として、国の法令等で禁止されているもの、個人情報等、人の生命や財産に支障を及ぼすもの、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報、町の入札等に係る契約の予定価格（入札実施後は公表）、渉外交渉（用地取得等の交渉の過程）など。第9号で、行政機関等匿名加工情報では、例として住民基本台帳の情報から取得し、町の事業で加工使用した個人情報で、本人の特定につながるおそれのある情報、例えばですが、健康保険や介護保険の被保険者情報、ワクチン接種等を言う。

第8条情報の一部公開では、前条における非公開情報のうち、公開できる情報が含まれていれば、非公開情報を除いて公開できることを規定しており、第9条公益上の理由による裁量的公開では、第7条の非公開情報のうち、公益上特に必要と認められるときは公開

することができることを規定し、第 10 条存否に関する情報では、情報の公開請求に係る町政情報が存在するか否かを回答することにより、第 7 条に規定する個人情報等の非公開情報であることが判明してしまう場合には、その公開請求を拒否できる規定であり、例として公開請求された町政情報の中に、病歴等の個人情報が含まれている場合に、これを非公開の決定をしたことにより、当該個人情報が存在していることが判明してしまい、個人情報の保護が損なわれてしまう場合は、請求自体を拒否できることを言います。

次に、5 ページをご覧ください。第 11 条公開請求に対する決定等では、第 1 項で情報の全部または一部の公開決定を、第 2 項で情報の非公開の決定として非公開情報や情報が不存在等を規定しております。

第 12 条情報の公開決定等では、第 1 項で情報の公開請求があった日から 30 日以内に決定することを規定し、なお、法律（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号））に合わせた日数とし、第 2 項でやむを得ない事情により、前項の期間までに公開できなかったときの延長期間は、前項の日数から 30 日を限度に延長を可能とすることを規定し、第 3 項で公開する情報が著しく大量で、第 1 項の期間までに公開できなかったときの延長期間は、請求があった日から 60 日とすることを規定し、第 13 条理由付記等では、第 1 項で第 11 条における情報の一部を公開しない、または全部非公開と決定した際、その理由（条文等の根拠規定）を決定通知書に付記することを規定し、第 2 項で全部または一部の非公開を決定した際は、その情報が 1 年以内に公開できる場合は、その旨を通知書に記載することを規定し、第 14 条事案の移送では、情報の公開請求が他の実施機関に対するものであった場合には、その事案を移送できることとし、例として議会や教育委員会、または他の自治体の事案が奥多摩町長宛てで情報の公開請求があった場合には、該当する実施機関へ移送することができることを規定しております。

第 15 条第三者に対する意見書提出の機会の付与等では、第 1 項及び第 2 項で、情報の公開請求がなされた際に、実施機関や請求者以外の第三者の情報が含まれていた場合は、第三者から意見書の提出の機会を与えることを規定し、第 3 項で第三者の情報が含まれた情報を公開する場合は、第 1 項及び前項で意見書を提出した当該第三者に対し、通知することを規定し、第 16 条公開の方法では、第 2 条第 3 号の情報の公開の規定のとおり、情報の閲覧もしくは視聴または写しの交付を規定し、第 17 条手数料等では、情報の公開に関する手数料は無料とし、町政情報の写し（コピー代金）や郵送料実費負担分は請求者の負担とし、個人情報保護法施行条例と同様に規定しております。

次に、6ページをご覧ください。第18条他の制度との調整では、住民票や戸籍謄本の写しの交付は、前条の規定を適用しないことを規定し、この場合は、町の手数料条例となります。

第19条審理員による審理手続に関する規定の適用除外では、審理員とは、行政不服審査法に基づく当該情報の請求に関与する実施機関の職員以外の者が審理員としてつく制度であり、他の自治体では、弁護士等の有識者を会計年度任用職員として設置している場合もございます。町の場合は、議案第1号と同様、情報公開・個人情報保護審査会で審議を行うよう、条例制定の議案を上程する予定でございます。

第20条審査請求では、審査請求に関する規定と情報の非公開の決定（一部非公開も含む）に対する審査請求に対する不服申立てがあった際、第1号議案と同様に、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、審査会による採決に関することを規定し、第21条情報公開の総合的な推進から第24条関係団体に対する協力要請までは、町政情報の適正な管理や町の関係団体に対しても情報の管理について協力を求めることを規定し、第25条指定管理者の情報の公開では、町の公の施設における指定管理者につきましても当該施設における情報の管理を適切に行い、また、情報公開の対象とすることを規定し、第26条運用状況の公表では、毎年、事務報告やホームページにより情報公開の件数を公開しなければならない規定を、第27条委任では、規則で定める手続等、様式等を含むを規定しております。

附則といたしまして、第1項施行期日は、令和5年4月1日、個人情報保護法施行条例と合わせて施行し、第2項及び第3項の経過措置では、この条例の施行日の前（令和5年3月31日）までに行われた情報の公開に関する手続や審査請求については、従前の例によることを規定するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。議案第3号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明させていただきます。

奥多摩町個人情報の保護に関する条例を廃止することから、関係する条例（条例3本）の規定を整備するものでございます。

第1条関係、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正では、第2条第2項として、個人情報の保護に関する法律の規定を追加し、別表では、令和4年第4回町議会定例会で議決された奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第14号）について、町の間接サーバーとの情報連携を行うため、規定を追加し、次に、第2

条関係、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、別表で、「情報公開審査会会長」を「情報公開・個人情報保護審査会会長」に改めるものでございます。

次に、第3条関係、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正では、第12条及び第13条で文言を改正し、第12条において指定管理者が、その期間を満了したときの原状回復について、「、速やかに」を「、町長等が別に定める期日までに」改め、第13条において「損傷」を「毀損」に改めるものでございます。

第14条個人情報等の取扱いでは、指定管理者による個人情報等の取扱いの規定を追加し、改正後の個人情報の保護に関する法律により、指定管理施設においても個人情報の適正な管理や情報の公開請求の対象になったことから、規定を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日、個人情報保護法施行条例と合わせて追加するものでございます。

以上で、議案第1号から議案第3号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

個人情報の収集や利用が適切かどうかということを審議するのは、どこがやるのかなということをお伺いしたいです。今までは町の電子計算組織運営委員会というところがやっていたんですかね。これからは今のご説明によると、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会でやるという理解でいいのでしょうか。それとも国が一元化するので、個人情報保護委員会というのがありますけど、そこがやるのか、ちょっと確認です。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの質問にお答えさせていただきます。

個人情報の収集、利用の件でございますけれども、只今審査会につきまして大澤議員さんご質問しておりましたけど、この審査会につきましては、制度改正、只今、今みたいな条例改正ですとか、また、開示請求があったときに、不服申立てがあった際に、この審査会で、町の場合ですと、住民の代表の5名の方がいらっしゃいますが、その方が審議するという状況でございます。

また、電子計算機の部分については、電子計算機で組織している委員会がございますの

で、そちらで対応するという形になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 大澤です。

そうしますと、どこが収集や利用が適切かどうかというのを判断するのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） この収集、利用につきましては、やはり個人情報の審査会において、あくまでも情報について開示請求の部分で、公開できるものについては、特にその審査会にかけるとはございませんので、あくまでも非公開の部分で不服申立てがあったときにこの審査会に諮問し、回答して、実施機関である町が決定をしていくという形になります。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 度々すみません。現行の奥多摩町の個人情報の保護に関する条例では、第6条に収集の制限という項がありまして、思想信条及び宗教に関する個人情報、社会的差別の原因となる、またはなり得る事実に関する個人情報は収集してはならない。ただし、法令または条例に定めがある場合や電子計算組織運営委員会の意見を聞いて、個人情報取扱事務の目的達成のために収集が必要だと認められた場合にはいいというふうになっているんですが、こういう中身は新しい今回の条例には入っていないわけですが、国の法律では同様の個人情報の保護がしっかり定められて担保されているのかどうか。ざっと見てみましたが、収集の制限とか禁止という項目が見当たらなかったものですから、お尋ねいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 国の法律に基づいて、従来どおり、この部分は安全に維持されるものと考えていただいて結構でございますので、そこについては、いずれにしても実施機関、町側についても安全に維持されるものと確認しておりますので、ご理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） すみません。匿名加工情報の導入について伺います。匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもので、自由な

流通、利活用を促進することを目的に創設されたものです。個人情報には該当しないため、本人の同意を得ずに第三者への提供、目的外利用が可能となりますが、個人情報を匿名加工情報に加工するためには高度な専門的知識や高い技術力が必要だと言われています。町として町民の個人情報を匿名加工する想定をしていますでしょうか。想定しているとしたら、誰がどのように行うのか。これ自分の個人情報が本人の知らないうちに、第三者に提供されてしまうということで、非常に怖いと思うわけです。幾ら加工されるといっても、ほかの情報から個人が特定されるおそれもあるわけで、しかも奥多摩町のような小さな町だと容易に分かってしまうと思います。匿名加工はしない、つまり本人の同意を得ずに、第三者への提供、目的外利用をすることはしないとだけ言っていれば安心なのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの質問にお答えさせていただきます。

資料の4ページをご覧ください。情報公開条例の第7条の部分がございまして。そこに情報の公開の義務と、その下に非公開情報ということで、こちらの第9号の部分でございまして。行政機関等匿名加工情報というところで例として記載させていただいておりますけれども、住民基本台帳の情報から取得し、町の事業で加工、使用した個人情報で本人の特定につながるおそれのある情報、例えば健康保険や介護保険等の保険者の情報ですとか、ワクチン等と記載してありますけれども、こちらについては非公開情報というような例を捉えていただければ結構かなと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

1点、もう一回確認なんですけども、非公開の判断は誰がされるか。もし非公開のような事案になった場合は誰が判断されるか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 先程も回答させていただきましたけれども、開示請求があった場合に、公開は実施機関で行うことができ、非公開の場合については、請求者から不服申立書が提出されます。そこから実施機関が審査会に諮問して、意見を聞いて調査、審議をされて、今度答申という形で実施機関にまた戻ってまいります。実施機関である町が最終的に採決を行うという形で、あくまでも調査、審議の情報を十分精査して実施機関である町が更に回答をするというような形となりますので、ご理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

4ページの第9条公益上の理由による裁量的公開となっておりますが、この裁量的公開の基準を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、森田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

公益上の理由による裁量的公開ということで、第7条の非公開情報のうち、公益上、特に必要と認められるときは公開することができるということで、こちらは今までどおりに法に基づいて公開するものでございますので、裁量的という表現を使っておりますけれども、従来どおりの法に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

6ページの第19条のところなんですけども、審理員による審理手続に関する規定の適用除外のところなんですけども。

○議長（高橋 邦男君） 今、議案第1号のほうなので。6ページは2号のところをお願いします。森田さんのほうは2号で。すみませんでした。今、議案第1号について質疑のほうをお願いしています。ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 度々すみません。町民が不利益を被ったときの救済措置制度というのはありますか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの町民が不利益を被ったときの救済制度という部分でございますけれども、こちらは法に基づいて適正に行ってまいりますので、その部分はないと実施機関側は理解しております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

3ページの3条の第5項から第7項で、「個人情報に関する違反行為についても罰則を適用します。新しい罰則の規定については、東京地方検察庁と協議済みです」となっておりますが、この協議の内容は、奥多摩町議会個人情報の保護に関する条例の第6章罰則と

同等と考えてよろしいでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、森田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

第5項から第7項ということで、国の規定に基づく罰則ということで、こちらの部分を東京地方検察庁にも確認をさせていただいて、町が適用しているものでございますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

6ページで、第19条のところなんですけれども、審理員による審理手続に関する規定の適用除外のところ、「他の自治体では、弁護士等の有識者を会計年度任用職員として設置している場合もあります」というところなんですけれども、町は今後、弁護士等の有識者を審理員として設置する予定はありますでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

第19条の部分の審理員の弁護士に関わる部分でございますが、現在も情報公開審査会におきまして、町では顧問弁護士を委員として設置してございます。引き続き審査会の部分におかれましても顧問弁護士が入ってございますので、ここを引き継ぐということで行ってまいりますので、ご理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

今、審査会の中に顧問弁護士の方がいらっしゃるというお話だったんですが、メンバーの方がどのような方がいらっしゃるか、教えていただけたらと思います。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、森田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

現在5名の審査委員がございますけれども、まず町の顧問弁護士、自治会の会長さん1

名と人権擁護委員さん、保護司の方と町の保護司の方等の町の役職の方と町内の法人企業に勤務している方で、個人情報に携わっている方ということで、その方が2名いらっしゃいますので、5名という形で設定をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第1号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、議案第1号について反対の議員の討論を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

議案第1号 奥多摩町個人情報保護法施行条例に反対する討論を行います。

2021年5月、国において成立したデジタル関連一括法は、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータを企業に開放し、利活用しやすくすることが大きな目的となっています。

この中の重要な柱の1つが個人情報保護法の改定でした。今回の条例案は、これまで自治体がそれぞれ定めていた個人情報の保護の仕組みを国の個人情報保護法に一元化するため、本町の個人情報保護に関する条例を廃止し、新法を運用する施行条例を新たに制定しようとするものです。

現在の町の条例では、第1条の目的として、この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いについて基本的な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する自己の個人情報の開示及び訂正を求める町民等の権利を明らかにし、もって、個人の権利利益の保護を図るとともに、町政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とするとあります。

対して、改定された国の個人情報保護法、総則の第1章目的では、この法律は、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、以下ちょっと省略して、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつ

つ、個人の権利利益を保護することを目的とするとあります。

つまり、町民の皆さんの個人情報を新たな産業の創出や活力ある経済社会に活用すると
言っているわけで、個人情報を保護から活用へと変えるものです。

自治体の持つ個人情報は、公権力を行使して取得されたり、申請、届出に伴い、義務と
して提出されたりするものがほとんどです。ですから、自治体は、民間よりも厳格に個人
情報の保護に努めてきました。その個人情報を今度は全く逆に営利企業に提供できるよ
うになります。

デジタル社会においてビッグデータの活用で様々な新しい産業を生み出す可能性がある
という側面を否定するものではありませんが、同時に、情報漏えいのリスクも非常に高ま
っています。

国の個人情報保護委員会の報告では、1年間で国内の民間事業者が起こした個人情報の
漏えい事件の報告件数が、法改正した2022年度の4,141件から2021年度5,846件へと増
加しています。また、昨年12月には2022年上半期の個人データの漏えいが2021年上半期
の約3倍と報告されています。

I T技術の進歩や利用の多様化の中で、個人情報の保護はもっと強めるべきだと思いま
すが、逆行するような仕組みの緩和が進んでいるように思います。

今回制定しようとする個人情報保護に関する法律施行条例は、町民の個人情報保護の仕
組みが十分とは言えない状況であり、また、これまで地方自治体が様々工夫して個人情報
保護の仕組みを積み上げてきたものを国の法律で廃止させて、一律に決めてしまうこと
に関しては、地方自治に対する侵害ということも言えるのではないかと考えます。

以上のような理由で、本条例に反対いたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第1号について賛成の議員の討論を行います。9番、
石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

議案第1号 奥多摩町個人情報保護法施行条例の制定に賛成する立場から討論を行いま
す。

この条例は、国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を整備するた
めに法律の施行条例をするためのものであります。

今後、デジタル社会の円滑な形成を図るには、個人情報の保護のルールや審査会の設置
など、諸環境の整備をしっかりと行い、その前提となる施行条例の制定は必要不可欠であ
ると考えますので、賛成いたしたいと存じます。

なお、個人情報の匿名加工などは、奥多摩町のような小さな町は特に実施機関において個別事案ごとに検討、現実対応する必要がある、それをしっかりと行っていけば個人情報は十分守っていくことは可能ではないかと考えます。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第1号について反対の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第1号について賛成の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第1号の討論を終結いたします。

これより採決します。

日程第6 議案第1号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第3号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第9 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整理に関する条例、日程第 10 議案第 5 号 奥多摩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11 議案第 6 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 4 号から議案第 6 号をご覧ください。議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第 5 号 奥多摩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 6 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件の条例の関係条例の整理及び一部改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げることとなったことにより、地方公務員法を引用する条文や用語の整理及び町職員の定年を 65 歳にする必要が生じたため、規定を整備する必要があるためでございます。

大変恐縮ですが、3 件の条例改正は、町職員の定年延長が主要な改正等となりますので、議案第 5 号、議案第 6 号及び議案第 4 号の順で説明をさせていただきます。

3 件の条例全てにおきまして条例改め文もございますが、新旧対照表で説明させていただきます。

はじめに、タブレット 11 ページ、議案第 5 号 奥多摩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例から説明させていただきます。

12 ページから 20 ページは改め文となります。恐れ入りますが、21 ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容を要約してご説明させていただきます。

奥多摩町職員の定年等に関する条例の新旧対照表でございます。

まず新たに目次を設け、国の条例例に沿って 5 つの章に分けて整理しております。

第 1 章として総則を設け、第 1 条趣旨では、地方公務員法の改正に伴う根拠法令の改正を、第 2 章として定年制度を設け、第 3 条定年では、医師を含めて定年を 65 歳に改めるもので、第 4 条では定年による退職の特例、65 歳以上の勤務延長の文言を改め、勤務の特殊性等による文言の追加等をしたもので、次の 22 ページの中段をご覧ください。第 5 条は、旧第 6 条を繰り上げたもので、第 3 章として、管理監督職勤務上限年齢制を設け、第 6 条

では、医師以外の管理監督勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を規定し、第7条では、第6条の管理監督職の上限年齢を60歳とし、第8条では、管理監督職の降任で遵守すべき基準を定め、次に23ページをご覧ください。第4章として、定年前再任用短時間勤務制を設け、第9条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用についてを定め、次に24ページをご覧ください。第10条では、町が加入する一部事務組合、広域連合の60歳以上の退職者を採用できる規定を定め、第5章は雑則を設け、第11条で、条例の実施に関し必要なことについて規則で定めることができるように定めたものでございます。

次に、本則中の附則では、定年に関する経過措置として、第4項では、定年年齢を65歳とするにあたり段階的に引上げていくことを規定し、第5項では、医師に関する定年の経過措置を、次に、25ページをご覧ください。第6項では、年齢60歳に達する日の前年に対象となる職員へ年齢60歳以降の勤務について意思確認を行うことを規定しております。

附則といたしまして、第1条では、施行期日を令和5年4月1日からとし、附則第11条では、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2条勤務延長に関する経過措置として、第1項では、旧条例により勤務延長をしている職員に対する改正条例の施行日以後に相当する事由がある場合、1年以内の期限内で勤務延長をすることができることを規定し、ただし、旧条例による勤務延長の開始から通算して3年を超えることはできないことを規定しております。

第2項は、勤務延長をしている職員における職制について昇任、降任等の異動を認めないことを規定し、次の26ページをご覧ください。第3条第1項定年退職者等の再任用に関する経過措置では、旧条例により再任用職員となっている者等について新条例による暫定再任用として常勤採用することができる職員に関する経過措置を定め、第2項は、令和13年度末、令和14年3月31日までの間、65歳に到達する年度の末日まで、選考により、常勤の暫定再任用職員として採用することができることを規定し、その資格要件では、第1号の65歳未満の定年年齢とされた職員が定年年齢により退職した場合とする要件及び前項の各号と同様の要綱となっていることを規定し、第3項は、暫定再任用職員の任期を1年以内とし、第4項は、暫定再任用職員の任期の更新は、人事評価の結果が良好である場合として規定し、次の27ページをご覧ください。第5項は、暫定再任用職員の任期の更新は、本人の同意によることを、第4条第1項では、構成団体として一部事務組合の60歳超過職員を暫定再任用職員として採用することとし、第2項は、前項と同様の職にあるものについて、65歳未満の定年年齢とされた職員が定年年齢により退職した場合の暫定再任用職としての採用を定め、第5条では、暫定再任用職員となる者のうち、短時間勤務となる職員

に関することを規定し、第6条では、一部事務組合の職員を前条により暫定再任用職員で短時間勤務の職として採用できることに関する規定を定め、次に、28ページをご覧ください。第7条では、令和3年改正法附則第8条第3項に規定する常勤の暫定再任用職員の昇任・降任等の特例として条例で定める職及び年齢を定め、第8条では、令和3年改正法附則第8条第4項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員の昇任・降任等の特例、条例で定める職及び年齢の読替え適用を定め、第9条では、令和3年改正法附則第8条第5項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当の年齢に達するまでの間における昇任・降任等の特例とする職を定め、第10条定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置では、定年前再任用短時間勤務職員は、昇任・降任・転任することはできないこと等を規定し、次の29ページをご覧ください。第11条では、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は60歳とするものでございます。

次に、タブレット30ページをご覧ください。議案第6号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

31ページから36ページは改め文でございます。恐れ入りますが、37ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容を要約してご説明させていただきます。

奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第3条第3項は、文言の改正でございます。

第4条昇給の基準では、全体的に文言を改め、第8項については、地方公務員法が改正され、再任用制度が廃止されることから削除するもので、このため第9項を第8項に繰り上げております。

第4条の2は、再任用短時間勤務職員制度が廃止され、代わりに定年前再任用短時間勤務職員制度が創設され、給料の算出方法について定めた規定となっておりますが、算定方法は変わりません。

次に、38ページの第10条特殊勤務手当から40ページの第19条勤勉手当までは、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めたものなど文言を改めたものでございます。

次に、中段以下、第22条では、定年前再任用短時間勤務職員は、昇給しないため、第4条第1項から第8項までの昇給の基準を適用しないことを規定しております。

附則には、次の7項を追加し、第5項は、当分の間、60歳に達した日、後における最初の4月1日以降、給料を7割にするものでございます。6項では、次の41ページをご覧ください。第1号で、臨時的任用職員、非常勤職員を、第2号で、医師を、第3号で、勤務

延長職員には、前項の給料7割を適用しないことを定め、第7項は、管理監督職勤務上限年齢による調整額を支給する規定で、管理監督職勤務上限年齢、原則60歳に達した職員が降任等となり、後任等の前の給料額の70%の額よりも以後、最初の4月1日以降の給料額、降任等の後の給料表の額の70%の額が少ない場合は、当分の間、降任等の前の給料額の70%の額と以後最初の4月1日以降の給料表の額の70%の額との差額を支給する規定をし、第8項管理監督職勤務上限年齢調整額を合わせた給料の額が、その職員の級で給料表の最高月額を超えてしまう場合は、管理監督職、勤務上限年齢調整額の計算方法を変えて給料表の最高月額と給料表の額の70%の額との差額を支給し、第9項は、管理監督職でなかった職員について、管理監督職であった職員との均衡上必要と認められる場合に調整額を支給することを規定し、次に、42ページをご覧ください。第10項は、管理監督職ではなかった職員について、前項の場合以外でも健康上必要と認められる場合、調整額を支給する規定を、第11項その他必要な事項は、町規則で定めることを規定するものでございます。

次の別表第1（ア）行政職給料表（1）については、再任用制度の廃止に伴い、定年前短時間勤務制が創設されるため、文言の改めと追加を行うものでございます。

次に、43ページの備考をご覧ください。中段の備考につきましては、東京都人事院勧告により、短大卒と大卒の初任給の改定に伴い、規定を追加するものでございます。

次に、（イ）行政職給料表（2）と次の44ページの別表第2（ア）医療職給料表（1）、（イ）医療職給料表（2）、次の45ページの（ウ）医療職給料表（3）は、再任用制の廃止に伴い、定年前短時間勤務が創設されることから、文言の改めと追加を規定するものでございます。

附則といたしまして、第1条施行期日では、この条例は、令和5年4月1日から施行し、第2条経過措置では、60歳以後に給料70%とする規定は、勤務延長職員附則第3条第5項及び第6項には適用しないこととするを規定し、第3条として、第1項は、暫定再任用職員の給料は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の額を使うことを規定し、第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する給料の額を規定し、次に46ページをご覧ください。第3項は、暫定再任用短時間勤務職員に対する給料の額を規定し、第4項は、暫定再任用短時間勤務職員に新給与条例第12条第2項、時間外勤務手当を適用し、第5項は、暫定再任用職員に期末手当の支給を規定し、第6項は、暫定再任用職員に勤勉手当を支給する規定を、第7項は、第4条昇給・定期昇給などに関することについては、暫定再任用職員には適用しない規定を、第8項は、その他必要なことは、町規則で定めることを規定するものでございます。

タブレット1ページをお願いいたします。議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

2ページから4ページは、条例改め文でございます。恐れ入りますが、5ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容を要約してご説明させていただきます。

この条例は、一部改正6件をまとめて関係条例として整理したものでございます。

第1条関係、奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表では、第2条第3項、第4項及び第3条第1項で、地方公務員法の改正に伴い、根拠法及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、その他は文言を改めたものでございます。

第4条第1項、第2項と次の6ページをご覧ください。第14条第1項につきましても同じく「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

次に、第2条関係、奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、第1条関係、奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、第2条第3項と同じく、地方公務員法の改正に伴い、根拠法を改めるものでございます。

次に、7ページをご覧ください。第3条関係、公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の新旧対照表では、第2条関係と同じく、地方公務員法の改正に伴い、根拠法等を改めるものでございます。

次に、第4条関係、奥多摩町職員の分限に関する条例の新旧対照表では、第2条は、公営企業会計に属する職員にも適用することを明確化し、第7条は、これまでの1種類の降給を地方公務員法の改正に伴い、管理監督職勤務年齢上限の導入により、降給が増えたため規定を改め、第8条は、職員の意に反する降給で、管理監督職勤務年齢上限による降給ではない降給についての規定を明確化したものでございます。

次に、8ページをご覧ください。附則といたしまして第2項は、第7条、法第28条の2第1項管理監督職勤務上限年齢による降給が給料7割水準になる降給となることを規定し、第3項は、第10条で規定している降給の旨を記載した書面の交付について、管理監督職勤務上限年齢による降給で、給料7割になる職員には行わず、異動の通知を行うことを規定するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。第5条関係、奥多摩町職員の懲戒に関する条例の新旧対照表では、第3条第1項の前段は規定を明確化し、また、後段は、この場合以降の追加した部分につきましては、減給されている職員が降給となり、降給後の額が3分の1を超

える場合には減額することを規定するものでございます。

次に、第6条関係、奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表では、第3条は、地方公務員法の改正に伴い、同法の条ずれによる規定を改めるものでございます。

次に、新旧対照表には廃止規定はございませんが、条例改め文の3ページには、第7条として地方公務員法の改正に伴い、奥多摩町職員の再任用に関する条例、平成27年条例第15号の廃止を規定しております。

附則といたしまして、第1条施行期日では、この条例は令和5年4月1日から施行し、第2条は、奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、暫定再任用職員は、定年前短時間勤務職員とみなして適用することを規定し、次に、10ページをご覧ください。第3条は、奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、60歳以後の育児短時間勤務職員についての給料を規定し、第4条公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、暫定再任用職員を定年前短時間勤務職員とみなして派遣条例の規定を適用するものでございます。

以上で、議案第4号から議案第6号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

60歳で課長職だった方が定年延長された場合に役職はそのままになるんですか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

60歳で課長職となった場合は、60歳満了のときに役職定年になります。給料についても7割という形になって、課長補佐以下に降任するというところでございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号の質疑を終結します。

次に、第議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第4号から議案第6号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第4号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第5号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第6号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第7号をご覧ください。議案第7号 奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、奥多摩町消防団の消防団員の定数の見直し、消防団員の処遇改善に伴う団員等の報酬改定及び出動報酬の基準を制定するため、規定を整備する必要

があるためでございます。

今回の改正内容は、令和3年4月13日付、消防地第171号、消防長官発出の消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知により、消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれのある極めて憂慮すべき事態となっています。このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感が示されております。また、令和4年4月1日時点の全国消防団員数の公表では、78万3,578人で、80万人を割り込んでおります。

このことから市町村にあっては、通知の内容や消防団を中核として、地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において国及び地方公共団体では、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の充実に応じて適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされた通知に基づき、出勤報酬の創設や報酬等の団員個人への直接支給の徹底など、消防団員の処遇改善等に伴い、条例改正を行うものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。ページを2ページ進んでいただき、3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条定員では、定数を「315人」を「285人」に改め、次の第16条、見出しを含む中、「出勤費」を「出勤報酬」に改め、次の別表中、「別表1」を「別表1（第15条、第16条関係）」に、同表中、班長「53,000円」、団員「45,000円」を班長「58,000円」、団員「50,000円」に改めるものでございます。

次に、別表2を次のように改めるものでございます。別表2（第16条関係）では、出勤報酬に改め、火災・風水害等では、7時間45分以上を8,000円と規定し、7時間45分未満を4,000円と規定し、次の警戒では1日2,000円と規定し、次の訓練では1日につき2,000円を規定するもので、この内容につきましては、本年1月17日に開催いたしました特別職報酬等審議会に諮問し、ご決定いただいていることを申し添えさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。8番、小峰陽一

議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

給料が上がるのは非常にいいことだと思うんですが、団長、班長の間の中略というのが書いていないんですけど、この間の方たちも上がるんですかね。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今回の団員報酬につきましては、班長と団員のみで、団長から副部長までの間につきましては改正はございません。あくまでも若年層の部分について消防団員の加入を促進するという意味で、班長と団員ということで改定をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに。質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今現在、団員の方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 相田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

現在ですけれども、令和5年の1月1日現在でございます。団員数は255名ということで、そのうち消防団員につきましては219名、機能別団員につきましては36名という内訳となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第7号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第7号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 13 議案第 8 号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境整備課長。

〔環境整備課長 坂村 孝成君 登壇〕

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、議案第 8 号 町道路線の認定について提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、住民生活の利便を図るため町道として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

タブレットの 2 ページをお開き願います。町道路線の認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、町道として次のように認定する。

- 1、路線名、その他町道、松葉東線。
- 2、起点、奥多摩町川井字松葉 646 から。
- 3、終点、奥多摩町川井字松葉 630-1 まで。
- 4、延長、146.70 メートル。

次に、4 ページをお開き願います。町道路線認定調書でございます。認定路線は記載のとおりでございます。

次に、5 ページをお開き願います。町道認定路線の略図でございます。町道松葉東線の認定箇所につきましては、川井地内、八雲神社下東側の町有地で、既設町道の松葉穴沢線に接道する延長 146.70 メートル間について道路整備を計画するものでございます。

以上で、議案第 8 号 町道路線の認定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 8 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 8 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 8 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 8 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に日程第 14 議案第 9 号 鳩の巣荘の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第 9 号 鳩の巣荘の指定管理者の指定につきましてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、指定期間満了に伴い、現在の指定管理者から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことから、お諮りするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鳩の巣荘でございます。

2、指定管理者となる団体は、奥多摩総合開発株式会社でございます。

3、指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

指定管理者候補者の概要につきましては、別紙といたしまして次のページに概要がございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、現在の指定管理者から当該施設の管理を希望する理由といたしましては、現施設完成前の準備段階から深く関わっており、町と検討を重ね、造り上げてきた施設であること。オープン後も集客増のために、ハード・ソフトの両面で様々な改善を行い、多くのお客様にご利用いただくとともに、高い評価をいただいていること。そして、今後もこれまで培ってきたノウハウを生かし、まちの大きな観光拠点の 1 つとして更なる集客の増加を図り、観光産業及び町経済の活性化に努めたいとのこととでございます。

以上につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、第 6 条の規定に基づき、去る 2 月 22 日に開催いたしました指定管理者選定委員会において選定基準に照らし合わせ審議を行い、現在の指定管理者は適任であるとして選定を行っております。

以上で、議案第 9 号 鳩の巣荘の指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審

議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第9号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第9号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第15 議案第10号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第10号をご覧ください。議案第10号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波149番地1、ウッドパレス奥多摩306号。氏名、武本正明。生年月日、昭和29年9月2日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、石田充法氏が令和5年2月25日に逝去し、欠員が生じたため、その後任として武本正明氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

次の2ページの略歴書をご覧ください。その後任としてご提案申し上げました武本正明氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては略歴書のとおりでございますが、学歴は、昭和

52年3月、東京学芸大学教育学部を卒業し、職歴は、昭和52年4月1日から昭和60年3月31日までの間、奥多摩町立古里小学校教諭、昭和58年4月1日から昭和60年3月31日までの間、東京都立多摩高等学校奥多摩分校非常勤職員（兼職）でございます。昭和60年4月1日から平成4年3月31日までの間、昭島市立玉川小学校教諭、平成4年4月1日から平成14年3月31日までの間、奥多摩町立氷川小学校教諭、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間、奥多摩町立小河内小学校教諭、平成15年度からは主幹教諭でございます。平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間、奥多摩町立氷川小学校主幹教諭、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、青梅市立第七小学校主幹教諭、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間、同校主幹教諭（再任用）でございます。次の3ページをご覧ください。令和2年4月1日からは、同校非常勤教員として現在に至っております。

次に、公職歴では、昭和53年4月1日から昭和60年3月31日までの間、奥多摩町誌編集委員、昭和58年4月1日から昭和60年3月31日までの間、奥多摩町教育相談員（非常勤）、平成2年4月1日から平成4年3月31日までの間、昭島市教育相談員（非常勤）を歴任しております。

次に、賞罰では、平成24年11月3日付、奥多摩町教育文化活動奨励証（川野車人形子ども教室指導者）を受賞しております。

以上申し上げましたとおり、武本正明氏は、人格、見識共に教育委員会委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

また、石田充法氏におかれましては、平成27年10月1日より約7年5か月の長い間、委員、また、平成28年10月1日からは教育長職務代理として教育行政にご指導、ご助言をいただき、厚く感謝を申し上げますとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第10号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(高橋 邦男君) 只今の出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、9番、石田芳英議員、10番、宮野亨議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(高橋 邦男君) 異常なしと認めます。只今から投票を行います。

日程第15 議案第10号、武本正明君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。9番、石田芳英議員、10番、宮野亨議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(高橋 邦男君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票、有効投票中、賛成票11票、反対票0票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、奥多摩町教育委員会委員に武本正明君を任命することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋 邦男君） 次に、日程第 16 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、朗読をさせていただきます。

議請願第 1 号 令和 5 年 3 月 3 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長高橋邦男。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 1 件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 1 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 1 号、受付年月日、令和 5 年 2 月 9 日、件名、「消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書」。

陳情人の氏名、東京都羽村市小作台 5-21-6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、宮崎透ほか 1 名。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております陳情第 1 号については、会議規則第 37 条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第 1 号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するよう、お願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月7日となっておりますので、明日3月4日から6日までの3日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月4日から6日までの3日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 2 日目は、3月7日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 06 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員